

昭和二十七年十二月十七日(水曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

委員 小倉 義昭君 高木吉之助君
河野 金昇君 理事今澄 勇君
理事永井勝次郎君

大倉 三郎君

辻 寛一君

福井 勇君

南 好雄君

高橋 長治君

山手 満男君

加藤 清二君

木下 重範君

出席國務大臣

通商産業大臣 小笠原三九郎君

出席政府委員

通商産業政務次官 小平 久雄君

通商産業事務官(通商局長) 牛場 信彦君

通商産業事務官(公益事業局長) 石原 武夫君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

十二月十六日

中小企業対策に関する陳情書(名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左衛門)(第八八九号)
御母衣発籠所の開設計画反対に関する陳情書(岐阜県大野郡莊川村長下田正男)(第八九〇号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會要求に関する件

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案(内閣提出第三号)

武器等製造法案(内閣提出第三号)

貿易に関する件

○坪川委員長 これより會議を開きます。

本日はまず昨日日本委員会に付託になりました武器等製造法案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。通商産業大臣小笠原三九郎君。

武器等製造法案

武器等製造法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 武器(第三条・第十五条)

第三章 銃銃等(第十六条・第二十条)

第四章 雜則(第二十一条・第三十条)

第五章 罰則(第三十一条・第三十五条)

附則

第一章 總則

第一条 この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に寄与するとともに、武器及び銃銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。)

二 銃砲弾(銃砲の弾丸をいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ。)

三 爆発物(破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾を除く。以下同じ。)

四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの

五 前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの

六 もつぱら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「銃銃等」とは、左に掲げる物をいう。

一 銃銃

二 捕鯨砲

三 もり銃

四 と殺銃

第二章 武器

(製造の許可)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合においては、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合しているとき、許可をしなければならない。

一 当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三 その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。

四 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

第六条 通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

第十四条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から三年を経過しない者

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 禁治産者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちイからニまでの一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

第六条 通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(武器の種類の変更)

第八條 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(製造設備及び保管設備)

第九條 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五條第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五條第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五條第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第十條 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五條第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(保管規程)

第十一條 武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3 武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならない。

(事業の廃止の届出)

第十二條 武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の失効)

第十三條 武器製造事業者がその事業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十四條 通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三條の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五條第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二 第八條第一項又は第十條第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。

三、第二十一條第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

(契約の届出)

第十五條 武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負ひ、若しくはその委託を受ける契約を締結しようとする者は、契約の締結の日を五日前までに、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製造事業者に對しその製造する武器の材料、部品若しくはその材料、部品若しくは附屬品たる武器の製造を請け負ひ、若しくはその委託を受ける契約及び武器の販売しようとする者に對しその販売する武器を譲渡し、又はその製造を請け負ひ、若しくはその委託を受ける契約については、この限りでない。

(販売の事業の許可)

第十八條 銃銃等の販売の事業を行うおとする者は、店舗ごとに、その販売をする銃銃等の種類を定め、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、銃銃等製造事業者がその製造に係る銃銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

(許可の失効)

第十九條 銃銃等製造事業者又は前條第一項の許可を受けた者（以下「銃銃等販売事業者」という。）がその事業を廃止したとき、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域外に工場若しくは事業場若しくは店舗を移転したときは、許可は、その効力を失う。

(製造の許可)

第十六條 銃銃等の製造の事業を行うおとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする銃銃等の種類を定めて、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(製造の許可)

第十七條 銃銃等の製造（修理を除く。以下この条において同じ。）は、前條第一項の許可を受けた者（以下「銃銃等製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第五條第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第六條、第七條第二項、第八條第一項、第九條第三項、第十二條及び第十四條中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八條第二項中「第五條第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第五條第一項第二号」と読み替えるものとする。

第四章 雜則

(許可の条件)

第二十一條 第三條、第八條第一項（前條において準用する場合を含む。）第十條第一項、第十六條第一項又は第十八條第一項の許可には、条件を附することができる。

(国に対する適用)

第二十二條 この法律の規定は、第二十七條及び第五章の規定を除き、国に適用があるものとする。

(帳簿)

第二十三條 武器製造事業者、銃銃等製造事業者及び銃銃等販売事業者は、帳簿を備え、武器（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第三号の火工品たるものを除く。第二十六條におい

・同じ。の製造又は銃銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(報告の徴収)

第二十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の武器又は銃銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故届)

第二十六条 武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者は、その所有し、又は占有する武器又は銃銃等を失ひ、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を警察官、警察吏員又は海上保安官に届け出なければならない。

(手数料)

第二十七条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の許可を受けようとする者	二万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一万円
三 第十条第一項の許可を受けようとする者	五千円
四 第十六条第一項の許可を受けようとする者	六千円
五 第十八条第一項の許可を受けようとする者	四千元
六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者	三千元

2 前項の手数料は、第三条、第八条第一項又は第十条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣と公安委員会との

(関係等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書、第十六条第一項、第十七条但書若しくは第十八条第一項の許可をし、第七條第二項若しくは第十二條(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、又は第六條若しくは第十四條(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)の規定により許可の取消をしたときは、政令で定める区分に従ひ、その旨を国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。

2 警察官、警察吏員又は海上保安官は、第二十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は当該都道府県知事に通報しなければならない。

(聴聞)

第二十九条 行政庁は、第六條又は第十四條(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べ、意見を述べなければならない。

(不服の申立)

第三十条 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該行政庁に不服の申立をすることが出来る。

2 行政庁は、前項の不服の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第三十一条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反した者
二 第十四條(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者
三 第十六条第一項の許可を受けないうで銃銃等の修理の事業を行つた者
四 第十七条の規定に違反した者
五 第十八條第一項の許可を受けないうで銃銃等の販売の事業を行つた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の許可を受けないうでその製造をする武器の種類を変更した者
二 第九条第三項の規定による設備の修理又は改造の命令に違反した者
三 第十条第一項の許可を受けないうで設備を新設し、増設し、又は改造した者
四 第十一条第一項の認可を受けないうで武器の製造の事業を行つた者
五 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けないうで、その製造をし、又は販売をする銃銃等の種類を変更した者
第三十三条 第十五條第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項若しくは第十二條(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)又は第二十六条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第二十三条の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者
三 第二十四条の規定に基づく政令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第二十五条第一項又は第二項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為を

したときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める。

2 この法律の施行の際、現に武器若しくは銃等の製造又は銃等の販売の事業を行つてゐる者は、第三条、第十六条第一項又は第十八条第一項の許可を受けないでも、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器製造事業者、銃等製造事業者又は銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に第三条、第十六条第一項又は第十八条第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第三第一号（九十五）の次に次のように加える。

九十五の二 武器等製造法（昭和二十七年法律第 号）の定めるところにより、銃等の製造等の事業の許可、事業の継続又は廃止の届出の受理等に関する事務を行い、並

びに職員をして銃等製造事業者等の工場等に立ち入らせ、又は検査させる等の事務を行うこと。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第三十六号の次に次の一号を加える。

第二十五条第一項の表中

航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること
航空機生産審議会	航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること
武器生産審議会	武器の生産に関する重要事項を調査審議すること

5 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の四号を加える。

五 武器等製造法（昭和二十七年法律第 号）の武器製造事業者、銃等製造事業者、同法第四條但書若しくは第十七条但書の許可を受けた者又はこれらの者の使用人（当該武器製造事業者、当該銃等製造事業者又は当該許可を受けた者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）に届け出たものに限る。）がその製造に係るもの（銃等製造事業者が修理をする場合にあつては、銃等販売事業者又は次条の規

定による許可を受けて所持する者から修理を委託されたものに限る。）を業務のため所持する者。

六 武器等製造法の銃等販売事業者又はその使用人（当該銃等販売事業者があらかじめ、その住所を管轄する公安委員会に届け出たものに限る。）が銃等製造事業者、銃等販売事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該銃等販売事業者が輸入したものを業務のため所持するとき。

七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを研まの完了の日から三十日間所持するとき。

八 その住所を管轄する都道府県知事に届け出て捕鯨用標識銃又は救命索射銃の製造をする者がその製造に係るものを製造の完了の日から三十日間所持するとき。

第三條中（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）を削る。

第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 第三條の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の銃等製造事業者に譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならぬ。この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、銃等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九條第一号中「第六條第一項、」の下に「第六條の二第二項、」を加える。

○小笠原國務大臣 武器等製造法案提出の理由を御説明申し上げます。武器の製造につきましては、終戦直後の昭和二十年十月十日より、ポツダム共同省令「兵器、航空機等の生産制限に関する件」によりまして、全面的に禁止されておりましたところ、このポツダム共同省令の改正により本年四月九日から武器の製造は例外的に許可されるようになりました。特に本年五月ごろから駐留軍の武器の発注額が相当額に

上りましたため、いわゆる特需としての武器の製造はようやく活発となつて参りました。しかるにさきに述べましたポツダム共同省令は、本年十月二十四日をもって失効したため、その後の武器の製造については法的規制がなくなり、公共の安全を維持するために何らかの措置をとる必要を生じて参りました。しかもこの間にあつて、関係業界の受注に対する熱望は、ややもすると事業濫立の弊害を示す傾向さえ見受けられる事態に立ち至つております。このような情勢にかんがみまして、すみやかにこの法の空白状態をなくし、また、武器生産の混乱から来る国民経済への悪影響を避けるため、武器製造事業について規制を加える必要があると考へ、ここに武器等製造法案を提案いたしました次第であります。以下この法律案のおもな点につきまして大略を申し上げます。

第一にこの法律案は、公共の安全を確保するため、武器及び銃等の製造販売その他の規制を行うだけではなく、武器製造事業について、国民経済との均衡を失わしめず、この事業の濫立による弊害を排除し、あるいはまた海外に対する政治的配慮などの理由から、あまりに製造能力が過大となることとは厳に押えなければなりません。で、武器製造事業は許可を要することとし、その製造能力を必要限度にとどめることにしました。

第二にこの法律案の適用を受けるものは、武器については銃砲、銃砲弾、爆発物等、公共の安全を確保しますとともに、事業の調整を行う必要が特に大きいものに限定し、また銃等につ

いては公共の安全の確保という観点から選定いたしました。

第三に武器製造事業の許可制と並行して、武器の製造、販売等を行う者の契約の内容を届けさせ、契約が不当なものであるときには、戒告することができるとして、不正競争が生ずるのを防ぐことといたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概略であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○坪川委員長 以上をもつて政府の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会にこれを行います。

この際お諮りいたします。来る十九日、経済安定委員会において電源開発に関する件について、参考人より意見を聴取することになっておりますので、経済安定委員会と連合審査会を開きたい旨申し入れたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○坪川委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

○坪川委員長 次に電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案を議題といたし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから、これを許します。今澄君。

○今澄委員 私はこの電気、ガスに関する臨時措置法を審議するにあたって一言公益事業局長に聞いておきたいことは、電源開発調整審議会なるものは、少くとも日本の新しい電源開発に関するいろいろな問題を審議するところの重要な任務を持つておられるわけであり、まして電源開発会社は、こ

の審議会がきめたことをただ実行するといふ、ほんとうの実行機関であつて、電源開発会社の総裁、責任者には大した権限が持たされておられないといふのが大體の建前であり、しかるにその後私どもがこの調整審議会をな

がめてみると、調整審議会の委員は、その出席率が常に過半数に足りない。そこで電源開発調整審議会は、ほんとうの形式的なもので、事務局が立てた原案がこの審議会にかかると、それはたいして満場一致でもつて、ほとんど形式的な審議に終つておるといふことは、この審議会にかけるといふこの事務局が、現実にはこれらの電源開発を牛耳つておるといふ結論を招来するものであるが、何がゆゑにこれらの審議会の委員の委嘱にあつて、かような出席率の悪い形式的な者を任命したのか。もう一つは、こういう審議会が重大な日本の電源開発の調整が一体なし得るものかどうか、これらの点についてひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 今お話の電源開発調整審議会は、経済審議庁にございますので、私の方からお答えするのはいかばかりかと思ひますが、せつかくの御質問でありますから私の承知している限りでお答えいたします。ただいま御指摘ございましたように、電源開発会社の開発いたしました地点につきましては、すべて調整審議会を経て決定することになつておりますので、これがほとんど計画を立案すると同じ結果になるわけでございまして、そこで調整審議会が非常に委員の出席も悪く、活発でないじやないかというお話でござい

すが、われ／＼も調整審議会の幹事をしておりますので、とき／＼参りまするが、今までの委員会では、委員の方方は非常にお忙しい方が多数おいでになりますので、常に全員というふうには参りませんが、ことに民間の方々の委員の御出席は割合に良好でござい

ます。むしろ相当関係が委員になつていらつしやいます。関係関係の御出席の方が少ないという状況で、その他の委員と比較いたしましたとしても、民間委員の御出席はむしろいい方ではないかというふうにも感じます。なお委員会におきましても、それ／＼特に専門の方からは非常に活発な御意見がござい

ます。経済審議庁としても十分これを尊重して運営される御意思のように思つております。ただ、ただいま御注意のよう、今までのところ必ずしも十分でない点はあるが、政府としては十分同委員会を活用して行きたいという考えでござい

ます。○今澄委員 あなたの今の御答弁では、大體事務局がほとんど通つておつて、その事務局の幹事に牛耳られておられるわけであるが、この幹事はほとんど開発会社の人間の意思がそのまゝ通つておるのであるから、開発会社案即調整審議会案というやうなことをなつて来ると、これは非常に問題をかゝるおそれがある、この点についてひとつ今後十分留意をされた

い。それからもう一つは、聞くところによると、根本的な公益事業に関する法律の下案が、事務局においては、各省関連をするところの折衝が終えて大體できておるといふことを私どもは聞いておるが、この臨時措置法にかかわるべき基本的なやういものがあらかた事務局において打合せが終つてお

るならば、大體の骨子と大綱をひとつこの際局長から御説明を願ひたい。特にその中において、通産省関係でどうしてもその監督権限の上から主張しなければならぬ権限その他の問題において輕視せられておるといふことを仄かに聞くのであるが、もしこれらの点について御意見があるならば、これまたあわせて当委員会に御報告を願つておきたいと思ふ。

○石原(武)政府委員 ただいまお話のございました第一点の、開発会社の案がそのまゝ通るといふやうな御趣意のお話があつたやうでござい

ますが、実は開発会社の経営につきましては、現在開発会社は設立早々でもござい

ます。陣容がまだ整つていないやうな状況もございまして、開発会社の開発地点のいろ／＼な問題の費用等は、むしろ政府部内から出るというやうな状況で、開発会社の意思がそのまゝ委員会を動かして開発会社が牛耳つておるといふやうな点は、少くとも現在のところはないと考へております。

第二点の臨時措置法にかかわるべき法案につきましては、公益事業局長の内部で検討いたしておりますが、もちろん局といたしましてもまだ成案を得るに至つておりませんので、ほかの関係各省にもまだ全然示すやうな段階になつておりません。今お尋ねのやうに、権限の問題で今後はいろ／＼折衝の際に議論があると思ひますが、今までのところは何もござい

ません。もう少し固まりますれば御報告させていただきます。

○坪川委員長 宇田耕一君。
○宇田(耕)委員 増加電力の開発五箇年計画が発表になつておりますが、そ

れに必要な火力は百四十八万キロワットとなつておりますが、さういふ事務当局の発表はほんとうでしようか。総出力五百四十六万キロワットですが、その中で火力百四十八万、水力三百九十八万となつておりますが、さうでしようか。

○石原(武)政府委員 今お話の通りでございます。

○宇田(耕)委員 水力は、山の木材の濫伐等によつて、戦前に比べて過水期の出力が落ちる率が多くなつて来ておる。従つて水力発電所に対する火力発電所のバランスがとくこわれやすくなつて来ておる。でありますから、水力に対する火力のバランスをどういふふうに平衡をとらうとするのか、その根本の政府の考へ方を聞かしていただきたい。

○石原(武)政府委員 御承知のやうに、わが国の発電設備は、水が主で火力が従になつておりますが、この計画をつくりま

す際には、日本の石炭資源の面から申しまして、石炭を火力発電に無制限に供給することは、その他の産業等との関係も考へまして困難でござい

ますので、大體この計画でも最高一千万トンくらいを限度に考へております。これはそれ以上火力用に石炭を使うといふことは、その他の一般の石炭需要を非常に圧迫するといふ一つの考へ方

でございまして、御承知のやうに日本としては資源が相当ござい

ますので、でき得るだけ水力資源によつて電力を開発して行きたいといふことを考へておりますが、ただいまのお話のやうに、過水期等の調整につきましては、出力として大體二割五

分

ところに、この資金が活用されるような指導をすべきではないかと考えます。その点の御意見を伺いたい。

○石原(武)政府委員 今お話を点ごもつともございまして、われ／＼といまして、ある程度考えておるつもりであります。火力の方が割合早期にできるという点もございまして、ただ今の御趣旨が、はたしてこの計画で十分であるかどうかという点、よく検討させていただきたいと思ひます。それからなお電圧等が下るといふような点につきましては、現在は一、二は、送電線あたりが非常に悪いという点もございまして、今度の計画では送電設備に相当の重点を置いてやつております。さらに御趣旨の点につきましては、これはまだ確定的な案ではありませんが、一応の案でございまして、なおお趣旨の点についてよく検討させていただきたいと思ひます。

○宇田(耕)委員 それで約八千五百億という、日本の経済にとつてこれは非常に大きな影響のある金であつて、はたしてこれをどういふふうに通達、動員するか、私はわかりませんけれども、いづれにしても国民の経済生活に影響のある莫大なボリニームの金を使うという場合に、その金の使ひ方の順序については、重要な動力源に対するところの金の使ひ方というものは、切実な目の前のわれ／＼が非常に困つておる面を解決するというに、行政官庁が積極的にサービスするように注意していただきたい、こう考えます。また電力会社に対するストによるところの送電停止の場合には非常に騒ぎます

けれども、湯水によるところの送電停止の場合は、比較的役所も民間ものんきに構えておる。この点は責任者としては非常に怠慢であると考えます。従つて電力会社等に対しては、賠償を要求し得るような法的措置を積極的にとる必要があるのではなからうか。なおそのほか経営者に対して反省を促すところの措置を積極的に考慮すべきである、こう考えます。それについて政府の御見解をお聞きしたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 今お話がございまして、もつぱらサービスに重点を置いて第一に考えなければならぬことは申すまでもないこととございまして、さうな点につきまして、今お話を賠償の規定をどう置くかという点、今具体的によく考えてみませんと、今ちよつと御返事をいたしかねますが、さうな意味で電力会社が供給義務を完全に履行するといふ趣旨の点につきまして、法律上の規定が必要であらば、今後新規に法律をつくりましますに、そういう趣旨は十分観点に入れて考へてみたい、こういうふうにご考へます。

○宇田(耕)委員 それで、ただいまお話がありましたような新しい五箇年計画の遂行についての政府の反省を、さういふふうなところに重点を置いて考へて、実行に移る過程において考慮を払つていただきたいということ、そして燃料手当が、国の全般的燃料政策上から石炭が一万トンしかわけられないというわくに拘束されることなしに、石炭以外にも、重油のごとき燃料源を求められて、積極的な開発をする

と一緒に、末端の小企業者で、変圧器等も自分で持ち得ないというふうな、非常に貧弱な資本に立つところの小企業者に対する保護は、電圧ないしサイクル等を、その持つておるところの電気設備に合うように、まじめに送ることを考慮すべきである、こう考えます。で、私の質問はこれで終りますけれども、通産省は、それに対するものも技術的なまじめな反省を、経営者に促すような処置を積極的にとるよう、新しい法的措置を考へるときには、それを盛り入れて案に載せていただきたいと考へております。

○坪川委員 本案に対して他に御質問ありませんか。

○福井(男)委員 今石原局長は宇田代議士の質問に答えて、重油バーナーにおける火力発電も四日市方面で考へておるといふことを言われましたが、どの程度に考へておられるか、はつきり伺いたいと思ひます。

○石原(武)政府委員 これは福井委員も御承知かと思ひますが、中部電力が、あそこには新規の発電所をつくる、これは輸入機械でやろうというところに計画をしております。この場合には石炭でも重油でも、いづれにでも使ひ得るという設備を考へて、あそこに設置しようという考へで進んでおります。

○福井(男)委員 石原局長に技術的なこまかい点をあつねするつもりはありますが、私たちが電気の専門家からいいますと、日本で火力発電の建設費用が安いならば、特にボイラー関係の建設費用が安いならば、そして日本に重油が多く供給される見込みがあるならば、それはよろしい、こう思ひますけれども、日本の天然資源の不足なこの

立場においては、私は水力をうんと重視して、火力はもつと軽い比率を持つて行かなければならぬというふうにご考へております。宇田氏の説に反対であります。はつきり反対であります。

特に日本の水力資源は、私たちの調査では、まだおそろく二千万キロワットくらいあるのではないかと。それ以上まだ残つておると思うのですが、そういう場合に、火力は重要地点に特に持つて行つて、その場で長距離送電線を比較的設置しないという特点がありますから、石炭が多くあり、あるいは港が近いという場合には、この設備を重要視した時代があつたのでございまして、今日は特に超電力連繫の唱道されておるときで、日本においてもすでに二十

二万ボルトが採用され、あるいは低くても十五万四千ボルトが採用されておる。アメリカの超電力連繫は、ほとんど二十万ボルトですつと太平洋岸から大西洋岸まで行つておる。また朝鮮の水豊ダムのごときも、二十二万ボルトで、南方にわれ／＼は成功した技術者仲間の一つの誇りを持つておると思ひます。そういう関係から行くと、私たちはなお現段階では水力に全力を注ぐべきであつて、火力にあの程度を持つて行つたのはちよつと行き過ぎではないか、こういうふうにご思ひますが、もう少し石原局長のはつきりした御見解を伺いたい。

○石原(武)政府委員 ただいま御意見がございまして、私もしろうとで、私はあまりはつきりしたお答えをいたしかねるのでございまして、私が先ほど宇田委員の御質問にお答えいたしましたのは、政府といたしましては、この五箇年計画ではい／＼検討いたし

まして、約五百五十万近く今後開発するうち、約百五十万くらいの火力を一応開発することが、水火のバランスから適當であらう、これはい／＼技術者が集まつて研究した結果でございまして、それについてまだい／＼御批判があると思ひますので、今後十分各方面の御批判を承りたいと思ひます。先ほど宇田委員が御指摘になりましたように、現在需給のバランスが過水期において破れておりますので、かりに百五十万くらいの火力が将来においてどうしても必要であるといふことならば、それを早期につくりまして、これは水力に比べると割合に短期にできるという関係もございまして、その必要な部分を早くつくつて、さういふ火力を補うといふことも、確かに一案ではないかというふうにご考へておるのでございまして、それではこの計画の百五十万の火力が過過ぎるか、少な過ぎるかという点につきましては、私もしろうとでちよつと御返事いたしかねます。その点につきましては、各方面の御議論もあらうと思ひますので、今後十分研究いたしたいと考へます。

○福井(男)委員 なお通産委員会において、石原局長が専門家でないといふことは十分承知しておりますから、専門関係の技術者の方をお呼びして、お尋ねすることになります。

それからなお私は、先ほど大臣の武器等製造法案の提案理由の説明のときにおりませんでしたので、重複するかもしれませんが、その点について若干私の希望を述べさせていただきます。この武器等製造法案につきましては、その基礎

となるべきものはやはりマシンツールであり、このマシンツールの問題の根本を掘り下げれば、相当技術的問題を包蔵しております。それらの点について、特に次会に詳細な質問を試みたいと思ふから、特に戦時中航空發動機あるいは機械関係の担当をしておつた軍需省の職員の方々がまだ残つておられるように承つております。それらの人々をお呼びおきをお願いしたいと思います。

○宇田(幹委員) 私の先ほどの質問は速記録を見ていただければわかると思ひますが、私の主張するところは、洪水期における送電停止をいかにして防ぐかということに対する当局の責任、あるいは経営者の反省を求めるということであります。従つて水力発電の開発事業が進行することがすみやかであつて、そして緊急なわが国の生産増強に洪水あるいは停電によつて悪影響がない時期が早く来るなら、それはそれでよろしいのであります。私は早くつはどうかという。送電を停止するという事実がなければいい。それを早くなくするためにはどうか。水力発電でできるはずがない、そういう技術があるはずがないと思ふ。従つて火力発電によつてそれを補うべしというのが、私の主張であります。毎年々々、年に二回洪水期がある。送電停止をやつてゐる。そういう事実を前にして、おいて、水力を増せばいいなんという議論に、われ／＼はどうしてもつて行くことができないというものが、われ／＼の切なる要求であります。水力でそれがすみやかにできるというならそれでよろしい。別に火力に求める必要はありません。できないことはできないとい

して、早く解決するのはこうじやないかというの、あたりませんでした。これは国民の輿論であります。そういう点は質問の要点を誤解なさらないように、当局はお考えを願ひたいと思ひます。

○坪川委員長 次に貿易に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますから、これを許します。今澄君。

○今澄委員 それでは私は簡単に聞きをいたしますが、最近の東南アジアに対する日本の貿易の現状を見ると、非常に東南アジアの各国がそれ／＼産業計画を樹立してありまして、インドにおける千二百万錫の紡績設備等のごとき、あるいは台湾における硫酸会社の設立など、まことに東洋における日本の貿易市場としてのこれらの後進の各国が、目ざましい発達をしてあります。これらの国と日本との貿易の将来を見渡して、通商局なりあるいは通産省において、何か恒久的な対策がこの際必要であると私は思つておるが、そういうふうな研究の一つの結論なりあるいは構想というものがありませんか、ひとつこの際お答えを願ひておきたいと思ひます。

○牛場政府委員 ただいま御指摘がありました通り、東南アジア各国におきまして、工業化がだん／＼進んで参りました。特に直接の消費物資はなるべく自分の国でつくるといふことになつて参りました。これはやむを得ない趨勢であると思つてござります。これは日本だけではありませんが、たとえばイギリス本国のごときも、やはりこの趨勢のために非常に貿易がきつうくつになつて来ておる。今度の英連邦会議においても、この問題がおそらく取上

げられたらうということは、コミユニケを見てお察せられるのであります。これについての恒久的な対策はどうかというお話でございまして、私もいたしまして考えますと、この趨勢に対してやはり日本も適応したような政策をとつて行かなければならぬといふことは、やはり考えざるを得ない次第でござります。たとえば昨年パキスタンに対して綿布が二億六千万平方ヤードも出た。あるいはインドネシアにそれ以上の輸出があつたという状況、これはもちろん通商協定の締結その他によりまして、できるだけ輸出を確保して行く方向に努力はいたす次第でござりますけれども、さらに一歩進んで先のことを考えますと、やはり日本としましては、そういう消費財を生産するやうな機械をこの方面に提供する、そういう方面にだん／＼重点を置いて行かなければならぬと考える次第であります。それにはある程度日本からの投資といふことも考えられておるの

でござります。これにつきまして、たゞいまインド、パキスタン、ないしは最近インドネシア、あるいは台湾方面におきまして、そういうやうな日本の資本——と申しまして、主としてプラント輸出のかつこうになるわけでありまして、現地の資本と結合して事業をやつて行くといふやうな話がある。だん／＼起つて来ております。そういう方面に力を入れて、だん／＼推進して行きたいといふふうに考えております。

○今澄委員 そこで私はこういふ東南アジア各国の新しい姿、これに対する貿易の停滞、そこでイギリスあるいは西ドイツのごときは、日本と経済状態が大体似ておりますが、輸出産業に対

する特別な保護が加えられ、あるいは助成金が出され、あるいは税金の免除等、いろいろの助成政策がとられております。わが国においては、これらの輸出工業に対する財政投資、あるいは輸出の品物に対するの免税といふやうな措置が、いろいろ研究をされておるけれども、これらの問題については一政府としてはどういう考えを持つて進まれるつもりであるか、これらの見通しと対策についてひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○牛場政府委員 西歐諸国におきまして、いろいろ直接的な輸出の奨励策がとられてゐることは、私もさういふ／＼資料で承知しております。さういふことを精細に調べますために、たゞいま通産省から通商局の次長がドイツに参つて調査しておる状況でござります。そこで今国会へ間に合はなかつたのであります。来期国会にはぜひさういふやうな趣旨の、たとえば免税、減税の処置でござりますと、あるいは積立金、これは結局やはり減税といふことになるのでござりますが、さういふやうな制度を考えまして、御審議願ひようになつたかと考えております。

○今澄委員 私どもは日本の貿易がやはりわが国の経済の最も重点であるといふ建前からして、本日は通産大臣の見えませんが、先般外務大臣がこの委員会でも報告したやうな、ああいう答弁では、なか／＼日本の通商は進展しない。特に私は東南アジアの各国との経済会議や、あるいはこれらの諸国の産業計画に見合うところの日本の貿易政策や、あるいはさういふ外国貿易に対する国家の助成、保護といったやうな

あらゆる政策が、この際通産省として確立しておらなければならぬと思ひます。そこで私は、通商局長の今のやうな簡単な御答弁で、欧州諸国に使をやつておる、これらが帰つて来たならば善処するといふやうなことではどうにもなるまいと思ひます。そこでこれらの輸出工業については、減税の処置をもつて行くのがいいか、あるいはこれを一政府が買上げて、今日為替は管理されておりますが、それとまたかわつた計画的な貿易の形を日本の貿易がとつて行く方がいいのか、さらにはもう一つ、この際賠償の問題がありまして、この賠償が現在東南アジア諸国との間にいろいろもめておるが、この賠償を商品買上げの形において日本の貿易進展の上においてうまく利用して行くやうな構想はないか。これらの点についてもう少し明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○小平政府委員 今澄委員の御意見につきましては、われ／＼も大いに啓発されるころがあるものであります。今後の貿易の進展をはかりましたために、さういふ手段をとつたらよろしいかといふことにつきましては、先ほど局長からも当局においていろいろ考えておるところを申し上げたのであります。さらに当局としましては、これが具体的な施策を講じますために各方面の知識を集めてやりたい、こういうことで貿易審議会とも称すべきやうなものをつくりまして、今後たゞいまお話のありましたやうな点につきましても、これを十分しんじやくをいたし、万全の策を立てたいと考えておるわけでありまして、なお貿易は、管理貿易にした方がいいか、あるいは自由貿易にした

方がよろしいかという根本的な問題につきましても、当然これはそれぞれ一利一害があると思いますが、ただいま申しました審議会等の活用によりまして、今後十分その策を練つて参りたいと思つております。

○今委員 同僚議員の質問もありますからこれでやめますが、賠償の問題を政府はもう少し研究したらどうか。賠償については役務賠償その他いろいろ今外交折衝されておりますが、これらの東南アジア各国の中で、日本が輸出超過で向うのものをあまり買わない、こゝういつたふうな国々に対しては、日本としてはこの賠償の形をうまく研究をして、商品買上げのような形にするか何かして、日本の輸出が進展して行けるような構想もこの際必要ではないか、かように私も考へておるが、これに対して何らかの構想なり御見解なりがあれば、この際承つておきたいと思つております。

○小平政府委員 賠償の問題の解決にあたりまして、貿易の進展ということをお考へてみたかどうかという御意見と思つて。御承知のように、この賠償につきましては、平和条約の規定によりまして、原則として役務賠償ということにもなつております。これを現実はどういう形で行うかということにつきましては、外務当局において、ただいまそれらの関係国と折衝をいたしておるところと思つて、ただちに政府において商品の買上げをやるといつた形に行くというところまで参ることは、対外的な関係から申しまして、はたしてどうかとただいまのところは考へておるわけでありま

○今委員 この問題は、政府はもう少し研究して、日本の通商貿易の上に大きく、災いを転じて福となすような対策を樹立されることを私は希望して、今日はこれ以上追究しません。

もう一点私が伺ひたいのは、円とドルとの為替の実レートは、現在非常に円が下落をして、大体五百円を上まわる相場になつておる。そこでアメリカから三百六十円で棉花を買つて、この棉花に日本が労務を提供して、日本でできる綿糸布がインフレ傾向にあるスターリング・ブロックへ出るといふことになれば、この工業はこの為替で成り立ちますが、現実の突勢が五百円にもなつておれば、日本の国内的な物資は、この現実の為替の上に立つと――大体石炭にしても何にしても、みなアメリカに比べれば高いが、この国内でできるもの、あるいは化学肥料のようなものを、今度三百六十円で輸出をするといふことになれば、こゝういつた純国産の原料から輸出製品をつくるという産業に与える打撃はまことに大きいといふことは、三歳の童児もわかることだが、こゝういふような産業と貿易について、為替レートから来るところの大きな不均衡に対しては、何らかこれを具体的に調整するよ

うな処置はないものか。特に軽工業と重化学工業と比べてみて、重化学工業が将来大切であるという見通しの上に立つならば、こゝういふ為替上の問題を、優先外貨あるいはその他のものの操作の上において解決するような道はないものか。大綱について政務次官から、具体的にもし方策があるならば通商局長から御答弁願ひたい。

○小平政府委員 公定の為替レートと実際のかけ離れておることが、国内産業、特に輸入及び輸出に關しまして非常に異なつた影響を与えておるということにつきましては、お説の通りだと思つて。しかればこれをどうするかという問題でありまして、レートそのものにつきましては、三百六十円レートを堅持して行くということがた

だいま政府の根本的な考え方でもありますので、こゝういつた為替の關係から来る影響が各種商品によつて異なるというところにつきましては、それらの産業の性質に従ひまして、むしろ国内的なと申しまして、具体的なそれらの産業への助成策等によりまして、で

きるだけその影響を少くいたして行くという方向に進むべきではないかと考へるのであります。

○長谷川(四)委員 關連して、貿易の問題は私らの国にとつて最も重大な問題でありますので、これを短時間に解決するといふことはできない。また局長としての抱負も政府の抱負もあるであらうと思つて、これを簡単に承るわけに参らないと思つて、時をおためてゆつくりこの問題に關連して一日つぶしてもらわなければならぬ。しかし先ほどの局長のお答への中に、ドイツに調査に行つておる方もあるといふことではあります。調査をするといふことは当然必要なことであります。しかし日本の政治の上に立つて、出先機關をどのくらいに利用しているか。それがほんとうに日本の貿易のために必ずあつての労をとつてゐるやいなや。また日本の貿易をしようといふ方をどん／＼現地に送り出して、そして将来おれはこれで行けるのだといふ確信の持てるような方向をとつてい

るやいなや。この点についてお答へを願ひたいのですが、私が見た目においては、體驗した結果においては、さらに政治の上にこれが行われていないように考へるのであるが、その点について局長のお考へをお述べ願ひたいのであります。

○牛場政府委員 ただいまの御趣旨はまことに私も痛感してゐるところでございまして、もつと在外機關を貿易のために活用すべきでないか。従つてそういう意味合いにおいて在外機關といふものを充実すべきではないか。これは主として外務省の管轄になります。これは私もまことにその通りだと考へるのであります。現在在外務省と通産省との間では相當頻繁な人事の交流を行つておられて、重要な公館には通産省からこゝに貿易方面に経験の深いような人間を出してあります。が、何分にもまだ開館の日の浅い公館も多いことではあります。なか／＼活動が思うにまかせないといふことが確かにあるようではあります。そこでそれを補充する意味におきまして、たとえばアメリカなどには商品展示室を兼ねた貿易あつせん所みたいなものを置いてみたかどうかという考へもございまして、これは主として民間の方に御協力を願つて運営して行きたいといふ考へで、近く御審議を願ふことになるかと思つてございまして。

それからまた東南アジア、それから南米といふような、日本のプラント輸出の輸出先につきましては、これはやはり技術的なサービス・センターといふようなものがぜひ必要じゃないか。これもやはり政府がやるというよりも、民間の団体を結成していただい

て、それを補助をするといふかつかうがいいのと思つて。現在財界の相当有力者の間でこゝういふような動きも認められる次第でございまして、これもやはり予算の面におきまして御審議を願ふようなことになるのじゃないかと考へております。

○長谷川(四)委員 貿易に關しては、東南アジアは申し上げるまでもなく英國の屬領地であつたといふことは御承知の通りでありまして、英國が日本からの進出を恐れて、あらゆる手段をとつてこの駆逐策を講じておる。ただその中に漫然として日本の政府が役人にまかせておいただけで、いかにあなた

が一人どんな構想を持つても与野党を通じて結束した、一丸となつた貿易という点について、外交の問題が決定されて出発して行かない限りは、どうしてこれを打開して、安定した日本の産業を振興させることは私はでき得ないと思つて。しかし今の日本の貿易の姿は、これが獨立した国の姿であるか、日本という国はそれほど貿易というものが重要性があるものにもかかわらず、なぜ政府は役人だけにまかせておくかと申し上げたい。私はただ税金を無税にしたから、この輸出の振興ができ得るのではないかと思つて。両者ともつぱに、目的を完遂するためには、もつと大きな政治的なバックがなければならぬ。これはないかと思つて。あなたの考へでこゝういふ点にお気づきになつてゐるのかい。必要とするか。いなやをお伺ひしたいと思つて。

○牛場政府委員 民間の創意工夫をもつと大幅に活用するといふ御趣旨が一つあると思つて、これは私もまことにその通りと考へまして、先ほ

ど政務次官から御説明申しました通り、審議会のようなものも至急に設けて、すでにやつておる面もございいます。

が、さらに大幅にそのういふものを活用して民間の方の御意見を十分取入れて行きたいと考えております。それから、なおもう一つの御趣旨は、おそらく東南アジアは貿易において先方が半ば國家管理的な貿易を行つてゐるのに対して、日本がかり／＼ばら／＼で行つたら、これでは商売にはならぬのじやないかという御趣旨と思ひますが、私どもはこれについてはやはり政府貿易という形ではできるだけ避けて行きたいと思ひます。もちろんその貿易に携わる人たちはベツクする意味において政府として十分の手当をしなければならぬのであります。が、やはり実務は民間の手によつて行つて行くのが本筋だろ

うと考えております。ただ貿易商社が非常に弱小であつて、しかも濫立しておつて、これが日本の貿易条件を非常に悪くしておるといふことは確かにあります。貿易商社の強化というところは、これは来年度の第一の課題として現在もすでにやつておるわけでありまして、これに大いに力を注いで行きたいと考えております。

○長谷川(四)委員 局長はお間違ひになつてゐると思ふので、私は政府貿易をしつゝ民間貿易に満身を込めた方途を授けなければならぬのではないかと、それには与党であるからといふのでなく、与野党を通じて、結果しなけれ

ばならない、こういふことを私は申し上げてゐるのであります。政府貿易を今私どもはやらないとするような考え方は毛頭持つておりません。従つて局

長も、あなたはなるほど政府委員であるけれども、あなたにけれども、この行き詰まつた貿易というものに關連して、あなた達は通産委員会に来て通産委員会がどの程度でよろしいのかといふくらいのお言葉はあなたから承らなければならぬ。そのくらい熱意があつてこそ初めて日本の貿易に貢献することができ得るのではないかと、従つて指導することができ得るのではないかと思ふのであります。ただ政府の一員であるからあまり刺激のないようにきげんをとつておこうというふうな態度でなく、ともに研究し、そうして目的を達したといふのがわれ／＼の念願である、こういうことだけはお間違ひのないように今後も御答弁をお願いしたい。大臣が、あなたは政府の別の方の方かもしないが、あなたは大臣じやないからうまいことを言つてごまかそうといふ——政務次官といふようなお方はあるいは三日すればかわつてしまふ、かわつたあとと担当するのはあなたの方だから、もつと真剣にわれ／＼にもこうやらなければならぬのだといふことを伝えてもらわなければ、われ／＼にはわからないのだからそうお願いしたいといふことを申し上げたのであります。従つて申し上げた通りあなたの方のお力でもいかによろ／＼としても、政治というものが表に立つて行かなければこれはやり得ないものである。またベツクになければやり得ないものであるといふことを私は申し上げておるのであります。今後におきましても、冒頭に申し上げた通り、貿易の問題は簡単に片つかないからまたゆつ／＼お話を承りたいのであります。きようは私は私

かつてなことを申し上げたやうでありますけれども、決してかつてな話じやないので、もつと真剣にわれ／＼は通産委員として責任上考えなければならぬときであると信ずるからであります。私の質問はきようはこれのくらいにしてゆつ／＼あとで承ることにいたします。

○山手委員 きようはやめておこうと思つたのですが、一言お伺ひいたします。貿易の振興問題についていつも非常に強調される問題は、通商航海条約の問題をうまく処理して行く、推進をするといふことが一つの主眼点になつてゐると思ふのであります。この点についてはほとんど国会にも報告されな

いままにいつも政府の方で何かの代表を派遣して、通商航海条約はこそそとに定められてゐるというやうなことが実態であります。この際通商航海条約を締結するべく各国と交渉をしてゐる、あるいは折衝してゐる、そういうことに對する政府の態度なり経過を一応御報告をお願いしたいと思います。

○牛場政府委員 これはただいま具体的に交渉したしておるものは、日米の通商航海条約でございます。外務省が主としてやつておられて、私どもは常時連絡を受けてゐるわけでございますが、内容につきましても、もちろん私も存じておりますけれども、公式の御報告はひとつ外務省の方から御聴取願つた方がけつ／＼だと思ひます。

○山手委員 そういふ御答弁が出るだらうと思つておつたのですが、今またほかにも通商航海条約についてはいろいろやつてゐるはずで、ところが日米通商航海条約のことについては、日

本国内におけるアメリカの外国商社の経済活動を大幅に容認して行くといふ態度についてであります。そういう日米通商航海条約の上に立つて、さらに東南アジア諸国との通商航海条約もそういう一つのベースの上に乘せて進めて行くといふ方針があるやうにも伝えられておる。ところがアメリカ人ならアメリカ人の日本の国内における経済活動をどの程度に、どういふ方法で許して行くかといふ問題、そのほか通商航海条約からいふ問題は、その実態をつくり上げて行くものは外務省ではなしに、通産省でなければいかぬのじやないかと考へるのであります。ところが今の局長のお話によると、通産省じやなくて外務省がやつておるので、いかに通産省はつんばさじきに押し込められておる、とき／＼話を聞いておる程度だといふやうな御答弁であるやうであります。従ひまして、今長谷川君が言つておつたこと

も、そういうことを通産省としてどうやるんだといふことであらうと私は思ふのであります。その点について、もう一ぺん御答弁をお願いします。

○牛場政府委員 外国人の経済活動について御質問がありました。これは確かに実態的には通産省として一番關心を持たなければならぬ点でございますが、この点は特に外務省とよく連絡してあります。そして大体の考え方としては、ただいま外国の資本の導入に關しましては、外資法というものがございまして規制をしてゐるわけでございますが、あの法律の考へ方を見ましても、結局外国人の資本の入つて来る場合には入口でこれをチェックして、はたしてこれが日本のため

に好ましいものであるかどうかを審査する。さらにまた条件をつける必要があれば条件をつける。入つて来たあとは、やはり平等に内国民待遇で活動をして行くといいふことでなければならぬと考へまして、そういう方針で外務省とも十分に折衝してあります。

○山手委員 きようは外務省の人がおられませんか、こまかい話はやめま

すが、できればこの際政府が意図しておる通商航海条約の締結をしようとする相手方、あるいはそれに対する政府の態度、そういうものについて次回のこの委員会ですく御説明をお願いしたい。この通商航海条約の問題をほんとに掘り下げておかないと、貿易の振興の問題は解決しないと思ひますので、その点をこの際要求しておきま

す。

○加藤委員 ただいま通商航海条約の問題が出ましたが、國際關稅會議加入の問題がこの前取上げられておつたやうであります。これについてガツ／＼の會議に大蔵省からも通産省からも出席されたやに承つておりますが、これがどのような状況になつておるか簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○牛場政府委員 この問題はいろ／＼経緯もございまして、簡単にただいまの状況だけを申し上げます。ことしの九月にジュネーヴで總會がございまして、それに外務省、大蔵省、通産省からオブザーヴァーが出ました。その總會の一つの大きな議題は、日本の加入問題であつたわけでありまして、これは一応たな上げにしておりますが、これは希望が強くあつたために、日本側もそれに大体同意いたしました。しかしその問題は總會後にすぐ委員会をつくつ

たに好ましいものであるかどうかを審査する。さらにまた条件をつける必要があれば条件をつける。入つて来たあとは、やはり平等に内国民待遇で活動をして行くといいふことでなければならぬと考へまして、そういう方針で外務省とも十分に折衝してあります。

○山手委員 きようは外務省の人がおられませんか、こまかい話はやめま

すが、できればこの際政府が意図しておる通商航海条約の締結をしようとする相手方、あるいはそれに対する政府の態度、そういうものについて次回のこの委員会ですく御説明をお願いしたい。この通商航海条約の問題をほんとに掘り下げておかないと、貿易の振興の問題は解決しないと思ひますので、その点をこの際要求しておきま

て、そこで審議することになりまして、その委員会が来年の二月に開かれることになっております。そうしてその間にいわゆる関税交渉というものを各国でやるわけですが、それは相手国が応ずれば、今すぐにでも始めていいというところになっておまして、ただいまそういうような準備をしておるところでございます。結局これはいつごろ実現できるかという見通しの問題でありますが、おそらく来年一ぱいか再来年にかかるのではないかと思ひます。というのは、アメリカの互惠通商協定法というものが、たしか明年の六月ごろに切れて、これが延長されるかどうかというところでガットの運命もまきまきと思ひますので、それを見定めた上で本格的な関税交渉が始まるものと思つております。

○加藤(清)委員 その際、これは漏れ承つたことで間違つてゐるかも知れませんが、主として反対したのはイギリスであるといわれております。そしてその反対の理由は、日本という国は重要な国であるから、あらゆる方面から検討を要するという理由のもとに拒否したと聞いております。これについては何らかの手を打たれたことは存じますが、その点はいかがでございますか。

○牛場政府委員 イギリスが反対いたしましたのは、總会を開く前に、簡易手続で日本の加入を認めてくれないかと申請したのに対して、それは困ると申したのでありまして、總会ではすぐ日本を加入させるかどうかということまでは、表決は行われなかつたのであります。そうしてあの總会は非常にこまかい資料を要求いたしましたして、

たとえば日本の労働賃金は低過ぎはしないかとか、そのほかいろいろ非常にこまかいところまで調べますので、その意味で慎重にやりたいという意味の反対であつたと思ひます。

○加藤(清)委員 いつも社会党から質問すると、野党攻撃だというふうな感じを持たれるようですが、私は日本の貿易を振興させたいという立場からあと二、三お尋ねしたいと思ひます。貿易を振興させるにあたつて、今日、日本は独立したとはいふものの、不利な点が非常に多いのであります。特に不利な点の一つとして、決済面でございますが、戦前におきましては、六十日から九十日以内におけるD/Aによつて円滑な決済が行われておつたと思ひます。ところが今日ではそれができないで、アウトサイドのL/Cの発行による決済制度になつておるようであります。これを一日も早く戦前のように回復する必要がありますと存じますが、この点についてどのようなお考えを持つていらつしやいますか、お尋ねいたします。

○牛場政府委員 D/Aによる決済は、ただいまドル地域のアメリカであるとか、中南米に対しては、一件ごとに審査をいたしまして、原則として危くないと認めれば許しております。ただこれがどうしてアウトサイドの信用状付となつたかと申しますと、終戦後非常に日本の商社の力が弱かつたために、もしD/A払いの条件を認めるということになると、全部そつちの方へ行つてしまふ。つまりバイヤーの力が強いために日本の商社が圧迫を受けるという事情もありましたので、むしろ業界からの強い希望がありまして、アウトサイドの信用状ということになつて来た

のであります。しかし、そういう情勢もだんだんと緩和されて参りましたし、ただいま輸出信用保険の関係なども、まだD/A輸出には及んでおりませんので、これもぜひ近い機会に直しまして、なるべく普通の決済方法を採用して行きたいと考えております。

○加藤(清)委員 もしD/Aの決済方式が急速に改善することができないとすれば、ユーザンスの期間を有効適切にするための措置をとるべきではないかと存じます。これについてはいかがでございますか。

○牛場政府委員 ただいま日本銀行で期限付外貨手形というのを考えておりますが、これはそういう御趣旨に合う制度になると思ひます。

○加藤(清)委員 その期間をもう少し長期化する考えはないかというのです。

○牛場政府委員 ただいま日本銀行では三箇月というのを考えておるようですが、私どもとしてはもう少し長期化したいと思つて、今後折衝したいと思つております。

○加藤(清)委員 外国貿易の上においては百五十日くらいが大体日本の貿易にとつて妥当な点じやないか、こう考へてお尋ねしたわけなんですか、どう考へても、その点についてはいかがでございますか。やはり九十日でつこうだと思つておられますか。

○牛場政府委員 ただいま申しました通り、私どもはもう少し長い方がいいと考へておりますが、しかしそういう長い信用を出しますと、日銀の信用だけであるというところは、はなはだ常道にはあつてゐないわけでございます。やはり日本の為替銀行なり、商社なりとい

うものが強くなつて、自分の信用でやつて行けるようになったら、期間の延長も案に行われるようになるかと考へております。

○加藤(清)委員 次に考えられますことは、先ほど今澄さんの方からもちよつとお尋ねがあつたようでございますが、為替相場の合理的な運用ということとが考えられるわけですが、これについてはいかがでございますか。具体的に申し上げますと、戦前では為替相場の合理的な運用によつて、国際物価の騰落をカバーすることができたと思ひておりますが、ただいまでは為替管理委員会とかなんとかいふものがあつて、その運用の妙によつてさやかせぎをして、そうして買付をした物価あるいは売つた物価の下落のカバーができないような状況になつておる。この点についてたゞいま早急になんかを改革することができぬとするならば、将来一体通産省としてどのような考へを持つていらつしやるかというのを承りたい。

○牛場政府委員 ただいまのお話は、結局為替関係を緩和しろということになるわけでございますが、終戦後はずつと嚴重な全面集中ということをやつて参りましたが、最近だんだん為替銀行の育成も進んで参りまして、大蔵省では外貨を為替銀行に預託するという制度も最近始まつたわけでございます。そこでこれがだんだん進展して参りますれば、銀行自体としても、あるいは商社としても、お話のようなことがだんだんできるようなことになると思ひますが、何分それを急激にやりますと、また別な面において国際収支上に非常に悪い結果が出て来るおそれもございますので、方向としては御説の通りと私も考へておりますが、進め方は慎重にやつて行きたいと思つております。

○加藤(清)委員 もう一つ考えられる問題は、金利の引下げということでございます。特に為替予約手数料の引下げによつて取引条件を有利にするということが、ぜひ必要なことと考へられるわけですが、ただいまの手数料を調べてみますと、現在一句について、ポンドですと二十八銭、それからドルでございますと、一句で十銭という手数料をとられておるようでございますが、貿易金融の観点から考へまして、これはちよつとえら過ぎる、高水準に過ぎると思ひます。この点はいかがでございますか。また将来これを改革したいと思ひます。

○牛場政府委員 為替の予約は一種の為替変動に対する保証みたいなものでありまして、ただいま政府が全部為替のリスクを背負つてゐるわけでございますので、全然だにすることというよりはちよつとできないかと思ひますが、引下げることには私まことに御同感でございます。それからポンドの方が高くなつておりますのは、本年三月の輸出調整措置をとりましたときの残りがまだあるのですが、これは大蔵省と折衝いたしまして、ぜひ少くともドル並には下げたいと思つております。

○加藤(清)委員 通産省は業者の指導、育成、強化ということが目的であるとするならば、以上述べたような問題は、大体漏れ承るところにやりますと、外国為替処理委員会とか何とかいう大蔵省関係にあるように存じております。こういうものが国家的に管理さ

れているということは、いわゆる自由貿易の立場、自由経済の立場からいつて、正しいあり方ではないと考えます。そこでこれを戦前のように、商社の力あるいは国内の大きい工業部門の力を増強させて、これにだん／＼移行するという考えがあるのか、それとも今のような状態を続けて行こうとお考えになつておるのか、この点を特に承りたい。

○牛場政府委員 これは経済が常態に返つて参りますれば、為替管理もなるべく緩和して行きたいということは、為替管理の法律にも書いてございますし、そういう方針で行きたいと思つております。

○加藤(清)委員 実は次に国内産業の合理化ないしは輸出振興にあたつての方策をお尋ねしたいのでございますが、あまり時間が延びるといけませんので、いずれこの次の機会にぜひその点を保留さしてもらいたいと思ひます。

○坪川委員長 他に御質疑がなければ、本日はこの程度にいたし、次会は来る二十日土曜日午前十時より開会いたします。なお十九日午前十時より電源開閉に関する件につき、経済安定委員会と連合審査会を開く予定でありますから、さよう御了承願います。本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時十六分散会